

労審発第 887 号

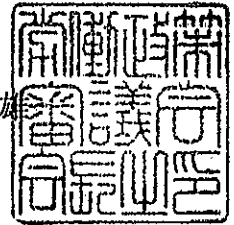
平成 29 年 1 月 6 日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



平成 29 年 1 月 5 日付け厚生労働省発職 0105 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙 1 「記」 及び別紙 2 「記」 のとおり。

平成 29 年 1 月 6 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成 29 年 1 月 5 日付け厚生労働省発職 0105 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙 1 - 1 「記」及び別紙 1 - 2 「記」のとおり。

平成 29 年 1 月 6 日

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 阿部 正浩 殿

労働政策審議会職業安定分科会
雇用保険部会
部会長 岩村 正彦

「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成 29 年 1 月 5 日付け厚生労働省発職 0105 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

平成 29 年 1 月 5 日

労働政策審議会 職業安定分科会
分科会長 阿部 正浩 殿

労働政策審議会 職業安定分科会
労働力需給制度部会
部会長 鎌田 耕一

「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成 29 年 1 月 5 日付け厚生労働省発職 0105 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

平成 29 年 1 月 6 日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

雇用均等分科会
分科会長 田島 優子

「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成 29 年 1 月 5 日付け厚生労働省発職 0105 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

本分科会は、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。